

山形県鳥獣保護区等位置図

令和5年度

この図面は保護区等の位置を示したものです。
区域が明確に判別できないときは、標識を確認するとともに地元の狩猟者等にたずねて、誤りのないように狩猟してください。

狩猟者の皆さんへ

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」等関係法令を守りましょう。

1. 狩猟をするときは、「狩猟者登録証」と「銃砲所持許可証」を必ず携帯し、「狩猟者記章」を胸前又は帽子に必ず付けてください。
2. 鳥獣保護区、公道、自然公園特別保護地区、社寺境内、墓地では狩猟をすることはできません。この位置図をよく見て、鳥獣保護区などがあるかどうかよく確かめてください。
3. 柵などに囲まれている区域や作物のある区域で狩猟する場合は、占有者の承諾を得なければなりません。
4. 国有林野内で狩猟を行うときは、事前に管轄する森林管理署へ入林届を出しましょう。
5. 特定猟具使用禁止区域では特定猟具を使用して捕獲することはできません。特定猟具使用禁止区域(銃)には、特定猟具使用禁止区域(銃)または銃猟禁止区域の標識が設置されています。その区域では、銃猟をすることはできません。銃猟のできる時間は日の出から日の入りまでです。
6. 狩猟鳥獣捕獲禁止区域では一部の狩猟鳥獣を除いて狩猟をすることができません。凡例を確認してください。
7. 1日あたりの捕獲制限を守りましょう。
8. 4月30日までに狩猟者登録証と狩猟鳥獣捕獲報告票を必ず交付を受けた総合支庁に返納してください。返納しない場合には罰則が科せられる場合があります。

その他下記の事項に注意して狩猟を行いましょう。

1. ハンターとしてのマナーを守りましょう。狩猟者と出会ったら、お互いにあいさつをしましょう。
2. 標識(足環)のついた鳥獣を捕獲、または取得したときは、鳥獣の種類、性別、捕獲(取得)日時、捕獲(取得)場所を記し、標識とともに総合支庁に提出してください。

種別	種類	1日あたりの捕獲制限数	狩猟期間
マダモ・カルガモ・コガモ・ヨシガモ	合計	5羽	11月15日から 2月15日まで
	ヒドリガモ・オナガガモ・ハシロガモ ホシハシロ・キンクワロハシロ・スズガモ クワガモ	合計	
エゾライチョウ	合計	2羽	11月15日から 2月15日まで
	コジノゲイ	合計	
ヤマドリ(亜種コジノヤマドリを除く)	合計	2羽	11月15日から 2月15日まで
	キジ	合計	
ヤマシギ・タンシギ	合計	5羽	11月15日から 2月15日まで
	キジバト	合計	
制限なし	カワウ・ヒヨドリ・ニューカイズメ スズメ・ムクドリ・ミヤマガラス ハシボソガラス・ハシブトガラス・タヌキ キツネ・ノイヌ・ネコ・テン(各種ツマシメ を除く)・イタダ(オスに限る)		
	シベリアイタダ・ミンク・アナグマ・ライオン ヒグマ・ツキノワグマ・ハクビシン タヌキ・リス・マリス・ヌートリア ユキウサギ・ノウサギ		
	イノシシ・ニホンジカ		11月15日から 3月31日まで
	ヤマドリ(亜種コジノヤマドリを除く)のメス及びキジのメス(亜種コウライキ ジを除く)は、捕獲又は殺傷が禁止されています。 ウズラは、平成25年度以降、ゴイサギ・バンは令和4年度以降、狩猟鳥獣から除外 されました。 令和4年度からカモ類の狩猟期間が変更(変更後の狩猟期間:11月15日から 2月15日まで)されました。		

名称	住所	電話番号
山形県村山総合支庁環境課	〒990-2492 山形市鉄砲町2-19-68 TEL 023-621-8426	
山形県最上総合支庁環境課	〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034 TEL 0233-29-1285	
山形県置戸総合支庁環境課	〒992-0012 米沢市金地7-1-50 TEL 0238-26-6035	
山形県庄内総合支庁環境課	〒997-1392 東田川町三川町大字横山字地東19-1 TEL 0235-66-5706	
山形県環境エールセンター	〒990-8570 山形市松波2-8-1 TEL 023-630-3404	

年月日	日の出	日の入	年月日	日の出	日の入
令和6年2月16日	6:29	17:17	令和6年3月14日	5:51	17:45
17日	6:28	17:18	15日	5:50	17:46
18日	6:26	17:19	16日	5:48	17:47
19日	6:25	17:20	17日	5:47	17:48
20日	6:24	17:21	18日	5:45	17:49
21日	6:23	17:22	19日	5:44	17:50
22日	6:21	17:24	20日	5:42	17:51
23日	6:20	17:25	21日	5:41	17:52
24日	6:19	17:26	22日	5:39	17:52
25日	6:17	17:27	23日	5:37	17:53
26日	6:16	17:28	24日	5:36	17:54
27日	6:15	17:29	25日	5:34	17:55
28日	6:13	17:30	26日	5:33	17:56
29日	6:12	17:31	27日	5:31	17:57
令和6年3月1日	6:10	17:32	28日	5:30	17:58
2日	6:09	17:33	29日	5:28	17:59
3日	6:08	17:34	30日	5:27	18:00
4日	6:06	17:35	31日	5:25	18:01
5日	6:05	17:36			
6日	6:03	17:37			
7日	6:02	17:38			
8日	6:00	17:39			
9日	5:59	17:40			
10日	5:57	17:41			
11日	5:56	17:42			
12日	5:54	17:43			
13日	5:53	17:44			

年月日	日の出	日の入	年月日	日の出	日の入	年月日	日の出	日の入
令和5年11月15日	6:19	16:27	令和5年12月12日	6:45	16:19	令和6年1月8日	6:56	16:35
16日	6:20	16:26	13日	6:46	16:19	9日	6:55	16:35
17日	6:21	16:25	14日	6:47	16:19	10日	6:55	16:36
18日	6:22	16:25	15日	6:47	16:19	11日	6:55	16:37
19日	6:23	16:24	16日	6:48	16:20	12日	6:55	16:38
20日	6:24	16:24	17日	6:49	16:20	13日	6:55	16:39
21日	6:25	16:23	18日	6:49	16:20	14日	6:54	16:40
22日	6:26	16:22	19日	6:50	16:21	15日	6:54	16:41
23日	6:27	16:22	20日	6:51	16:21	16日	6:54	16:42
24日	6:28	16:21	21日	6:51	16:22	17日	6:54	16:44
25日	6:30	16:21	22日	6:52	16:22	18日	6:53	16:45
26日	6:31	16:21	23日	6:52	16:23	19日	6:53	16:46
27日	6:32	16:20	24日	6:53	16:23	20日	6:52	16:47
28日	6:33	16:20	25日	6:53	16:24	21日	6:52	16:48
29日	6:34	16:19	26日	6:53	16:24	22日	6:51	16:49
30日	6:35	16:19	27日	6:54	16:25	23日	6:51	16:50
令和5年12月1日	6:36	16:19	28日	6:54	16:26	24日	6:50	16:51
2日	6:36	16:19	29日	6:54	16:26	25日	6:49	16:52
3日	6:37	16:19	30日	6:55	16:27	26日	6:49	16:53
4日	6:38	16:18	31日	6:55	16:28	27日	6:48	16:55
5日	6:39	16:18	令和6年1月1日	6:55	16:28	28日	6:47	16:56
6日	6:40	16:18	2日	6:55	16:29	29日	6:47	16:57
7日	6:41	16:18	3日	6:55	16:30	30日	6:46	16:58
8日	6:42	16:18	4日	6:55	16:31	31日	6:45	16:59
9日	6:43	16:18	5日	6:56	16:32	令和6年2月1日	6:44	17:00
10日	6:44	16:18	6日	6:56	16:33	2日	6:43	17:01
11日	6:44	16:18	7日	6:56	16:34	3日	6:43	17:02

	国有林
	鳥獣保護区
	鳥獣保護区特別保護地区
	狩猟鳥獣捕獲禁止区域
	特定猟具使用禁止区域
	指定猟法禁止区域
	自然公園
	自然公園特別保護地区

注) この地図に用いている地域メッシュの図面は、行政管轄告示による標準地域メッシュの5倍地域メッシュであるが、便宜上コード番号の上4桁を次の略号で表示した。
A(5639) B(5640) C(5739) D(5740) E(5839) F(5840)